

有線テレビジョン放送および
有線ラジオ放送サービス約款

インターネット接続サービス約款

株式会社たけはらケーブルネットワーク

有線テレビジョン放送および有線ラジオ放送サービス約款

第1章（総則）

第1条【約款の適用】

株式会社たけはらケーブルネットワーク（以下「タネット」という。）と、タネットが行う有線テレビジョン放送および有線ラジオ放送のサービス（以下「本サービス」という。）の提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に締結される契約（以下「加入契約」という。）は、以下の条項によるものとします。

2 タネットは、放送法の規定に基づきタネットが別に定める料金表により本サービスを提供します。

3 タネットが提供する本サービス以外のサービスについては、別に定めるサービス約款および規約等を適用するものとします。

第2条【用語の定義】

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
基本サービス	一般放送サービス 地上デジタル放送・自主番組・BSデジタル放送、 CSデジタル放送（無料放送のみ）ラジオ放送 デジタルBS CS 多チャンネル（有料）サービス 加入者が、直接契約を締結することで視聴可能となるサービス
（追加サービス名称）	
（有料）payチャンネル	タネットの契約者が、基本サービスで視聴可能なチャンネルの他に、payチャンネルに対応した利用料金を支払うことで、視聴が可能となる追加サービス。
（その他名称）	
C A T V施設	本サービスを提供するために必要となるタネットの施設。 タネットの所有または長期借用する受信設備・ヘッドエンド設備・伝送路設備・光分岐器・引込線・光終端機器およびこれらに付属する設備で、かつ光終端機器より1次側を指す。
C A T V信号	タネットが本サービスを提供する為にC A T V施設に送信する信号。
T V端末	テレビ等、タネットが本サービスにおいて送信する音声・映像等の信号を受信する為の受信機。
1次側	光終端機器本体装置より屋外側。
2次側	光終端機器2次側出力端子以降。
戸建住宅	一戸建の住宅で、1つの世帯が居住する建造物。
集合住宅	2以上の複数世帯が居住する建造物（アパート・マンション等の賃貸または分譲の住宅で、タネットが判断するもの）。
受信設備	地上デジタル放送の放送局やFMラジオ放送の放送局からの信号、放送衛星（BS）・通信衛星（CS）等からの信号を受信する為の設備。
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団。
宅内工事	光終端機器の2次側出力端子より屋内側の施設（同軸ケーブル、分配器、分岐器、増幅器、接続端子等）の設置工事、TV端末への接続、TV端末のチューニング作業。
光分岐器	伝送路設備から引込線を取り出す部分に設置される機器。
伝送路設備	ヘッドエンドから送出した信号を伝送する為の設備の総称。
引込線	光分岐器より加入者の指定する建造物に設置された光終端機器まで敷設された光ドロップケーブル。
引込工事	引込線の敷設および光終端機器の設置をする工事。
ヘッドエンド	番組を送出する設備の総称で、受信設備で受信した信号を、伝送路設備に送出する為の設備の集合体。

光終端機器	加入者の指定する建造物の外壁等に設置し、引込線と建造物内の配線を接続する為の機器。
ラジオ端末	ラジオ等、タネットが本サービスにおいて送信するFMラジオ放送等の信号を受信する為の受信機。

第3条【約款の改正】

タネットは、本約款の内容を、総務大臣に届け出た上で改正することがあります。約款の改正後、本サービスの内容および料金その他の提供条件は、改正後の約款によるものとします。

第2章（契約）

第4条【契約の単位】

加入契約は、引込線1回線毎に行うものとします。ただし、引込線1回線に対して、加入する世帯が複数となる等の場合には、加入契約を個別に行います。

2 タネットは、集合住宅の代表者（以下「オーナー」という。）との間で、別に定める契約（以下「集合住宅加入申込契約」という。）を締結するものとします。また、加入契約の内容は、集合住宅加入申込契約の内容を優先します。

3 住宅以外の建造物（事業所等の法人施設、ホテル・旅館等の宿泊施設、病院等の医療施設等）については、当該建造物の代表者との間で、別に定める契約を締結するものとします。また、加入契約の内容は、当該契約の内容を優先します。

第5条【契約の成立】

加入契約は、タネット所定の申込書に必要事項を記入・捺印した上で、タネットにこれを提出し、タネットがその申込書の内容を承諾した時点で成立します。但し、加入者は申込書の日付から8日以内であれば、契約の撤回、解除ができるものとします。

2 加入者は、加入契約の成立について、本サービスの提供を受ける建造物が加入者の個人所有である場合を除き、地主・家主・その他の利害関係人がある場合は、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。なお、タネットは、このことに関して後日問題が生じた場合があっても、その責任を負わないものとします。

3 集合住宅においては、次の各号に従い加入契約が成立するものとします。

- （1）タネットとオーナー間で集合住宅加入申込契約を締結する。
- （2）サービス内容等については、当該集合住宅加入申込契約によるものとする。
- （3）原則として、1つの集合住宅に対する引込線は1回線とし、これを集合住宅の各世帯に分配することで、集合住宅の全戸で基本サービスを利用できる状態にする。
- （4）前号の集合住宅の全戸で基本サービスを利用できる状態にする工事について、これに要する費用を、当該集合住宅加入申込契約に従いオーナーが負担する。
- （5）基本サービス以外の加入契約は、加入者である各世帯と締結し、タネットとオーナー間の契約内容は、当該集合住宅加入申込契約の内容を優先する。

4 住宅以外の建造物（事業所等の法人施設、ホテル・旅館等の宿泊施設、病院等の医療施設、等）においては、タネットと当該建造物の代表者との間で別に定める契約を締結しサービスが利用可能になった時点で、加入契約が成立します。

第6条【申込内容の承諾の拒否】

タネットは、加入者より申込書の提出があった場合でも、次の各号の場合には、承諾しないことができるものとします。

- （1）C A T V施設を設置および保持することが困難な場合
- （2）加入者が、本約款上要請される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- （3）加入者が、申込書に記入した内容に虚偽・誤記・不備（名義、捺印、その他必要事項の相違・記入漏れ）が有る場合
- （4）加入者が、タネットの放送する番組の著作権その他を侵害するおそれがあると認められる場合
- （5）本サービスを含むタネットが提供するサービスの不正利用等により、過去に契約の解除をされていることが判明した場合
- （6）加入者が、未成年であり、保護者の同意を得ていない場合
- （7）タネットの業務遂行上、著しく支障が有る場合
- （8）その他、加入者が、本約款に違反するおそれがあると認められる場合

第7条【契約期間】

加入契約の期間は、加入契約が成立した月の翌月から1年間とします。

2 加入契約期間満了の1ヶ月前までに、タネットまたは加入者いずれからでも、タネット所定の書類により何ら申し出の無い場合は、加入契約期間を1年間延長するものとし、以後これに準ずるものとします。なお、加入契約の解約および解除については、本約款の第9章（解約と解除）【解約】・【契約の解除】の規定によるものとします。

3 加入契約による、本サービスの最低利用期間は6ヶ月とします。

第8条【名義変更】

加入者は、相続または特にタネットが認める場合において、加入者の名義を継承する者に名義を変更することができるものとします。

2 加入者は、名義を変更する場合、タネット所定の名義変更届等により、タネットに対し速やかにその旨を申し出るものとします。

第9条【契約内容の変更】

加入者は、申込書への記入内容（住所・氏名・連絡先・口座等）を変更する場合には、タネット所定の方法により、すみやかにタネットに申し出るものとします。

2 加入者は、本サービスの契約内容の変更を希望する場合には、タネット所定の方法により、事前に、タネットに申し出るものとします。なお、加入者は、本サービスの契約内容の変更に際して、これに必要な工事の費用を、本約款の第4章（施設）【施設の設置および費用負担】の規定により負担するものとし、原則として次の利用料金に合算して、タネットまたはタネットの指定する者に支払うものとします。

3 タネットは、本サービスの契約内容を変更する場合の契約の成立については、本約款の第2章（契約）【契約の成立】の規定によるものとします。また、タネットは、変更された申込書の内容に基づいて、すみやかに本サービスを提供するものとします。

4 加入者は、本サービスの契約内容を変更した場合、タネットに対して、本約款の第5章（費用）【費用の適用】の規定により、変更後の本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、変更後の利用料金は、変更した日の属する月の翌日より適応され、日割り計算による精算は致しません。

第3章（サービスの提供）

第10条【基本サービスの内容】

タネットは、C A T V施設により、加入者に本サービスを提供します。なお、本サービスには、加入者が有料の視聴契約を当該放送事業者と締結することによって受信できるものが含まれます。

2 タネットは、本サービスとして、加入者に基本サービスを、次の各号に従い提供するものとし、その詳細は、タネット所定の申込書に示す内容とします。なお、本条で言う申込書に示す内容とは、タネット所定の申込書の内、作成日が最新の申込書の内容を指します。

（1）基本サービスとは、加入者が、タネット所定の申込書により基本サービスの利用を申し込んだ上で、（別表）の基本サービスの＜利用料金＞に示す利用料金を支払うことにより視聴可能となるサービスを指します。

3 加入者は、本サービスを、次の各号の方法により利用できるものとします。

（1）C A T V信号をTV端末で受信することで、地上デジタル放送・自主番組を視聴することが可能となります。但し、地上デジタル放送をアナログテレビで視聴するには、TV端末に地上デジタル放送チューナーが必要です。

（2）C A T V信号をラジオ端末で受信することで、FMラジオ放送を聴取することが可能となります。但しラジオ端末にはRF入力端子が必要です。

4 加入者は、基本サービスを利用する場合、加入者が1つの加入契約により供給されるC A T V信号を分配し、地デジ対応テレビ、対応機器端末で直接受信することにより、基本サービスと同様の内容を視聴することが可能となります。ただし、加入契約の単位については、本約款の第2章（契約）【契約の単位】の規定によるものとし、宅内配線の分配等の施工に関しては、タネットまたはタネット認定工事業者がタネットの定める工法により行い、これに要する費用を加入者が負担するものとします。

5 タネットは、集合住宅においては、次の各号に従い本サービスを提供するものとします。

（1）集合住宅の各世帯の利用料金は、（別表）の＜基本サービス利用料金＞によるものとします。

6 タネットは、戸建住宅や集合住宅以外の建造物（事業所等の法人施設、ホテル・旅館等の宿泊施設、病院等の医療施設等）においては、タネットと当該建造物の代表者との間で別に定める

契約に従い、本サービスを提供するものとします。

第11条【追加サービスの内容】

タネットは、基本サービスの加入契約を行っている加入者に対して、ペイチャンネル等の追加のサービスを、次の各号に従い提供するものとし、その詳細は、タネット所定の申込書に示す内容とします。なお、本条で言う申込書に示す内容とは、タネット所定の申込書の内、作成日が最新の申込書の内容を指します。

(1) ペイチャンネルとは、加入者が、タネット所定の方法によりペイチャンネルの利用を申し込んだ上で、(別表)の<ペイチャンネル利用料金>に示す利用料金を支払うことにより視聴可能となるサービスを指します。

第12条【サービスの内容変更】

タネットは、やむを得ぬ理由により、本サービスの内容を変更することがあります。なお、本サービスの内容の変更は、本約款の第1章(総則)【約款の改正】の規定によるものとします。

第13条【サービスの不当利用禁止】

タネットは、加入者の本約款の規定から外れる不当な方法により、本サービスを利用することを禁じます。

2 タネットは、加入者の不当な利用方法により発生したタネットの損害について、賠償請求するものとします。

第14条【サービスの提供区域】

タネットは、タネットの定める区域で本サービスを提供するものとします。

第4章(施設)

第15条【施設の設置および費用負担】

タネットは、CATV施設の内、ヘッドエンドから加入者に最寄りの光分岐器までの伝送路設備の設置に要する費用を負担するものとし、これに伴う工事は、タネットまたはタネットの指定する者が行うものとします。ただし、加入者が本サービスを利用する際に、既設の伝送路設備より伝送路の分配・延長工事およびその他の施設の設置を必要とする場合には、タネットが別に定めた基準によって、その超過分を加入者に請求する場合があります。

2 加入者は、次の各号の施設設置費用を負担するものとし、これに伴う工事は、タネットまたはタネットの指定する者が行うものとします。

(1) 引込工事に要する費用(以下「引込工事負担金」という。)

(2) 宅内工事に要する費用(以下「宅内工事費」という。)

(3) その他、引込工事・宅内工事に伴う、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事に要する費用(4) 光終端機器の電気代

3 タネットは、加入者がCATV施設の移設・増設工事等の改変を行うことを禁止するものとし、これを必要とする場合は、タネットにその旨を申請し、タネットの許可を受けることにより改変できるものとします。また、加入者は、改変に要する費用を負担するものとし、これに伴う工事は、タネットまたはタネットの指定する者が行うものとします。

4 タネットまたはタネットの指定する者は、本サービスを利用する為に必要となる工事の終了後、加入者の都合により加入契約に至らない場合であっても、加入者が負担した金額の払い戻しは致しません。また、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事を必要とする場合はその費用を含みます。

第16条【施設の所有権と維持管理責任】

タネットは、CATV施設の所有権または長期借権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。

2 加入者は、光終端機器の2次側以降の施設(宅内配線、増幅器、接続端子、TV端末、ラジオ端末等を含む)の所有権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。

3 集合住宅においては、オーナーは、光終端機器の2次側以降から各世帯の部屋の出力端子までの施設(宅内配線、増幅器、接続端子等を含む)の所有権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。また、各世帯は、各世帯の部屋の出力端子からTV端末・ラジオ端末等までの施設の所有権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。

4 加入者は、CATV施設の設置について、本サービスの提供を受ける建造物が加入者の個人所有である場合を除き、地主・家主・その他の利害関係人があるときは、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。なお、タネットは、このことに関して後日問題が生じた場合があっても、その責任を負わないものとします。

5 タネットは、加入契約の成立していない第三者に、加入者が分配・配線の追加等により本サービスを提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。

6 タネットは、CATV施設の保守点検・修理および検査等、CATV施設の維持管理上で必要となる場合は、本サービスを一時中断することがあるものとし、加入者は、これを了承するものとします。

7 タネットは、本サービスを一時中断する場合、事前に加入者に対して通知するものとします。なお、緊急を要する場合は、この限りではありません。

第17条【設置場所の無償使用】

タネットは、CATV施設を設置する為に、必要最小限において、加入者が所有もしくは占用する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2 加入者は、加入者への本サービス提供に関する引込線の敷設において、第三者の民地を横断する場合には、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。なお、タネットは、このことに関して後日問題が生じた場合があっても、その責任を負わないものとします。

第18条【便宜の供与】

加入者は、タネットまたはタネットの指定する者が、CATV施設の設置・検査・修復および宅内工事等を行うために、加入者が所有もしくは占用する敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。

第19条【設置場所の変更】

加入者は、次の各号の場合に限り、タネットの定める技術基準に適合していることを条件に、TV等の設置場所を変更(以下「移設」という。)することができるものとします。

(1) 移設先が同一建造物内または同一敷地内の場合

(2) 移設先がタネットのサービスの提供区域内であり、本約款の第2章(契約)【申込内容の承諾の拒否】の条件に含まれていない場合

第5章(費用)

第20条【費用の適用】

加入者は、加入料金・引込工事負担金を、初回の本サービスの利用料金に合算して、タネットに支払うものとします。また加入者は、宅内工事費を、タネットまたはタネット認定の工事業者の請求に応じて支払うものとします。ただし、タネットのサービス提供区域内の別の住宅等に移り、同一名義で本サービス提供を受ける場合は、加入料金を免除するものとします。

2 加入者は、同一の名義で2以上の加入契約をする場合、加入契約毎に加入料金・引込工事負担金、及び宅内工事費を前項のとおり支払うものとします。

3 加入者は、次の表に示す内容に従い、本サービスの利用料金を、タネットに支払うものとします。なお、本サービスの利用を開始した日の属する月および停止した日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。

4 加入者は、タネットが指定する期日(金融機関の休日の場合には翌営業日)までに、タネットが指定する方法により支払うものとします。

5 タネットは、本条の費用の支払方法を口座振替と定め、これ以外の方法により支払う場合は、タネットおよび加入者の合意に基づく方法によるものとします。

6 加入者は、本条の費用について、タネットの承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

7 タネットは、原則として、本条の費用について、加入者に対して請求書および領収書の発行は行いません。

8 タネットは、社会経済情勢の変化、その他の事情により、利用料金の改定をすることがあります。その場合、タネットは、改定の1ヶ月前までに、改訂後の利用料金を加入者に通知するものとします。

9 日本放送協会(以下「NHK」という。)BSの受信料は、タネットの利用料金の中に含まれません。

10 日本放送協会(以下「NHK」という。)BSの受信料については、タネットが代行徴収できるものとします。

11 利用料金の支払いが継続して3ヶ月に渡り滞った場合等、契約に違反する行為があった場合は、本サービスの提供を強制停止させて頂く場合があります。また、違反行為に対して、催告したにも関わらず、支払いを怠った場合は、加入契約を解除する場合があります。

第21条【費用の明細】

加入者は、前条の費用の明細に関し、これを記載した明細書において確認することができます。なお、加入者は、タネットに当該明細書の発行を求めた場合、(別表)の<利用料金明細書の発行費用>に示す費用を負担するものとします。

2 加入者は、当該明細書の発行費用を、本サービスの利用料金に合算して、タネットに支払うものとします。

第6章(故障等)

第22条【故障時の対応】

タネットは、CATV施設に故障等が生じた場合は、すみやかにこの施設の修復を行い、これに要する費用をタネットが負担するものとします。

2 タネットは、加入者よりCATV施設に異常がある旨の申し出があった場合は、これを調査し必要な処置を講ずるものとします。ただし、調査の結果、タネットが維持管理する責任を負わない部分の異常であると判明した場合は、本約款の第4章(施設)【施設の所有権と維持管理責任】の規定に従い、維持管理する責任を負う者に修復し、これに要する費用を維持管理する責任を負う者が負担するものとします。

3 加入者は、加入者の故意または過失により、CATV施設に故障を生じた場合は、タネットがこの施設の修復を行い、これに要する費用を加入者が負担するものとします。

4 タネットは、加入者が故意または過失により機器・備品を破損した場合、または本来の用法に従って使用しなかったことにより破損した場合、(別表)の<機器・備品の賠償費用>に定める費用を加入者に対して請求し、加入者がこの費用を支払うことで交換するものとします。

第7章(紛失等)

第23条【貸与物の紛失】

V-ONUやD-ONU等が紛失・盗難等により使用できなくなった場合、すみやかにその旨をタネットに届け出るものとし、タネットが(別表)の<機器・備品の賠償費用>に定める費用を加入者に対して請求し、加入者がこの費用を支払うことで、これを交換するものとします。

2 V-ONUやD-ONUの紛失・盗難等の届出を受けた場合、その届出の受理後、すみやかにその機能を停止するものとします。

第8章(サービスの一時休止)

第24条【一時休止】

加入者の、基本サービスの一時休止は原則認めないものとします。但し最低利用期間の6ヶ月経過後、必然の理由が有る場合は別途協議することとする。

第9章(解約と解除)

第25条【解約】

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約をする日の30日前までに、タネット所定の解約届により、タネットに対し事前にその旨を申し出るものとします。

2 加入者は、加入契約を解約する日の属する月の利用料金まで支払うものとします。なお、解約した日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。

3 加入者は、本サービスのみ解約する場合、別に定める『インターネット接続サービス約款』の規定に従い、サービスを提供されるものとします。

4 加入者は、本サービスの最低利用期間である6ヶ月以内に、加入契約を解約した場合であっても、既に発生している、加入料金・引込工事負担金・宅内工事費および6ヶ月分の利用料金を、タネットまたは本サービスの指定する業者に対して支払う義務を負います。

5 加入者は、加入契約を解約した場合、直ちに約款による全ての権利を失います。

6 タネットは、加入者が加入契約を解約した場合であっても、加入者に加入料金を払い戻すことは致しません。

第26条【契約の解除】

タネットは、次の各号の場合を違反行為とし、本サービスの提供を停止できるものとします。また、タネットは、加入者に対して違反行為の是正を催告したにもかかわらず、これが是正されなかった場合は、加入契約を解除することができるものとします。

- (1) 加入者が加入料金・引込工事負担金・宅内工事費等を支払期日までに支払わなかった場合
- (2) 利用料金を継続して3ヶ月支払わなかった場合
- (3) 加入者または本約款の第5章（費用）【費用の適用】に規定する第三者が、この約款に定める料金の支払い義務を怠った場合
- (4) その他この約款に違反したと認められる場合
- 2 前項のタネットから加入者に対する違反行為の是正の催告が、加入者の都合により加入者に到達しない場合は、何ら加入者への通知なしに加入契約を解除することができるものとします。
- 3 タネットは、電力・電話の無電柱化等、やむを得ない事由によりCATV施設の移設・変更を余儀なくされ、かつCATV施設の代替構築が困難な場合は、加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。
- 4 タネットは、オーナーとの集合住宅加入申込契約が終了した場合、当該集合住宅での本サービスの提供を終了するものとします。
- 5 加入者は、加入契約の解除された日の属する月の利用料金を含む、未払い分の利用料金を支払う義務を負います。なお、加入契約が解除された日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。
- 6 加入者は、本サービスの最低利用期間である6ヶ月以内に、加入契約が解除された場合であっても、既に発生している、加入料金・引込工事負担金・宅内工事費および6ヶ月分の利用料金を、タネットまたはタネット認定の工事業者にに対して支払う義務を負います。
- 7 加入者は、加入契約を解除された場合、直ちに約款による全ての権利を失います。
- 8 タネットは、加入契約を解除した場合であっても、加入者に加入料金を払い戻すことは致しません。
- 9 タネットは、加入契約を解除した場合、加入者が別途支払ったNHKのBS受信料は払い戻されず、加入者に不利益・損害等が生ずることがあっても、責任を負わないものとします。

第10章（責任）

第27条【放送内容の変更】

タネットは、やむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、タネットは、放送内容の変更によって生じる損害の賠償には、応じないものとします。

第28条【損害賠償】

タネットは、タネットの責めに帰すべき事由により、本約款の第3章（サービスの提供）【基本サービスの内容】に規定する本サービスの提供ができない状態（チャンネルの全てが停止した状態）を生じ、かつこの状態をタネットが知り得てから、月のうち14日以上継続した場合に限り、当該月分の利用料金を無料とします。

2 タネットは、タネットの責めに帰すべき事由により、本約款の第3章（サービスの提供）【追加サービスの内容】に規定するペイチャンネルの提供ができない状態を生じ、かつこの状態をタネットが知り得てから、月のうち14日以上継続した場合に限り、該当するチャンネルの当該月分の利用料金を無料とします。

第29条【免責事項】

タネットは、本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、第10章（責任）【損害賠償】の規定によるほか、何ら責任を負いません。

2 タネットは、登録コードの、使用上の過誤または第三者の不正使用に起因する損害は、加入者が責任を負うものとし、タネットは、このことに関して責任を負わないものとします。

3 タネットは、次の各号の場合における本サービス提供の停止について、賠償等一切の責任は負わないものとします。

- (1) CATV施設の維持管理上で必要となる場合
- (2) 天災、事変、非常事態、法令上の制限、停電
- (3) フェージング等の気象状況による、タネットの責に帰することのできない受信障害
- (4) 番組供給会社側の機能停止
- (5) 放送衛星（BS）、通信衛星（CS）の機能停止
- (6) その他タネットの責めに帰することのできない事由

4 タネットは、次の各号の場合における加入者の施設（宅内配線、増幅器、接続端子、TV端末、ラジオ端末等を含む）の損害等について、賠償等一切の責任は負わないものとします。

- (1) 天災、事変
- (2) その他タネットの責めに帰することのできない事由

第30条【著作権および著作権隣接権侵害の禁止】

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用する場合を除き、ビデオデッキ、DVDレコーダ、インターネットその他の方法等により、本サービスの複製およびかかる複製物の上映、配信、売買、その他タネットが本サービスに対して有する著作権および著作権隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第11章（雑則）

第31条【個人情報の保護】

タネットは、個人情報の保護に関して加入申込書に記載している「個人情報の保護に関する宣言」に基づき適正に取扱い、保護に努めます。

第32条【国内法への準拠】

本約款は、日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第33条【定めなき事項】

この約款に定めなき事項が生じた場合、タネットおよび加入者は加入契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

(別表)

料金表（消費税込）

一時負担金

【一時負担金】

加入料金	33,000円
引込工事負担金	88,000円
宅内工事費	実費

利用料金

【基本サービス】

＜基本サービス利用料金＞

戸建住宅	月 額 1,100円
------	------------

注：NHKの受信料（地上契約、衛星契約）は、タネットの「利用料金」の中に含まれておりません。

その他の費用

【書類発行】

＜利用料金明細書の発行費用＞

利用料金明細書	月 額 110円／部
---------	------------

＜利用料金請求書の発行費用＞

利用料金請求書	月 額 110円／部
---------	------------

＜利用料金領収書の発行費用＞

利用料金領収書	月 額 110円／部
---------	------------

【撤去】

＜解約時撤去費用＞

引込線撤去費用	実 費
---------	-----

【賠償費用】

＜機器・備品の賠償費用＞

貸与機器・備品	実 費
光終端装置	実 費

付 則

- (1) ペイチャンネルは、基本サービスをご利用頂いている場合のみご利用頂けます。
- (2) 加入者の宅内施設の状況により、特定のサービスをご利用頂けない場合があります。
- (3) この約款は、平成23年より実施します。

インターネット接続サービス約款

第1章（総則）

第1条【約款の適用】

株式会社たけはらケーブルネットワーク（以下「タネット」という。）と、タネットが行うインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に締結される契約（以下「加入契約」という。）は、以下の条項によるものとします。

2 タネットは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）等の規定に基づき、本約款および本約款に基づきタネットが別に定める料金表により本サービスを提供します。

3 タネットが提供する本サービス以外のサービスについては、別に定めるサービス約款および規約等を適用するものとします。

第2条【用語の定義】

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
（基本サービス名称）	
インターネット接続サービス	タネットが提供するインターネット接続サービス。回線速度は上り下りともベストエフォート。
プラン	①100Mbpsサービス ②1Gbpsサービス
C A T V施設	本サービスを提供するために必要となるタネットの電気通信設備。タネットの所有または長期借用するO L T装置・サーバ・伝送路設備・光分岐器・引込線・光終端機器およびこれらに付属する設備で、かつ光終端機器より1次側を指す。
C A T V施設（2次側）	光終端機器の2次側出力端子（双方向対応端子）より屋内側で、コンピュータ等までの施設（B B R、LANケーブル等）。
C A T V信号	タネットが本サービスを提供する為にC A T V施設に送信する電気通信信号。
I Pアドレス	インターネットに接続した個々のコンピュータに割り振られた、識別のための個別の数字列。データを送受信する際、発信元と送信先を特定するのに用いられる。インターネットプロトコル（コンピュータ通信でデータのやり取りを行う際の通信の約束事）アドレス（Internet Protocol address）の略。
1次側	光終端機器本体装置より屋外側。
2次側	光終端機器2次側出力端子以降。
インターネット	通信方式としてパケット交換方式（送信するデータをパケットという単位に分割して送る方式）を、プロトコルとしてT C P／I P（Transmission Control Protocol Internet Protocol）を採用した多数のネットワークを相互接続したネットワーク。
インターネット接続サービス	C A T V回線を介して、インターネットへの接続およびインターネット利用者間での電子メールの交換、ファイル転送、データベース検索等を可能とする電気通信サービス。
光終端機器	加入者の指定する建造物の外壁等に設置し、O L T装置との間で電気信号の変換機能を行うことにより、電気通信を行うための機器。
O L T装置	タネット施設内に設置されており、光終端機器との間で電気通信を行う設備。
戸建住宅	一戸建の住宅で、1つの世帯が居住する建造物。
コンピュータウイルス	第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムで、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能等の機能の内1つ以上を有するもの。（以下「ウイルス」という。）
サーバ	データベースの検索など、なんらかの処理を要求するコンピュータに対して、この要求に応じて処理を行うコンピュータを指す。（WWWサーバ） ハイパーテキスト（音声・静止画・動画などを含む複数の情報を、お互いに関連づけてアクセスできるようにした仕組み）を用いたインターネット上の情報共有サーバ。 （メールサーバ） インターネット上で電子メールの交換（送信・受信・配送等）を行っているサーバ。

自営端末設備	インターネットを利用するために、加入者が設置する、光終端機器に接続するコンピュータ・配線等の設備。
集合住宅	2以上の複数世帯が居住する建造物（アパート・マンション等の賃貸または分譲の住宅で、タネットが集合住宅と判断するもの）。
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団。
光分岐器	伝送路設備から引込線を取り出す部分に設置される機器。
通信対応工事	光終端機器2次側出力端子より屋内側の施設（LANケーブル等）の設置工事。
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、受けること。
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介すること。電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備。
電子メール	メールアドレスを使用して、ネットワーク上で電子文書および画像・動画・その他データを送受信するシステム。
伝送路設備	O L T装置から送出した信号を伝送する為の設備の総称。
引込線	光分岐器より加入者の指定する建造物に設置された光終端機器まで敷設された光ドロップケーブル。
引込工事	引込線を敷設および光終端機器の設置をする工事。
ベストエフォート型	加入者の自営端末設備やネットワークへの同時接続数増加による混雑状況に依存し、通信の品質が保証されないこと。

第3条【約款の改正】

タネットは、本約款の内容を、総務大臣に届け出た上で改正することがあります。約款の改正後、本サービスの内容および料金その他の提供条件は、改正後の約款によるものとします。

第2章（契約）

第4条【契約の単位】

加入契約は、戸建住宅に対する引込線1回線毎に行うものとします。ただし、引込線1回線に対して、加入する世帯が複数となる等の場合には、加入契約を個別に行います。

2 集合住宅においては、タネットは、集合住宅の代表者（以下「オーナー」という。）との間で、別に定める契約（以下「集合住宅加入申込契約」という。）を締結し、集合住宅加入申込契約の内容を優先するものとします。

3 戸建住宅や集合住宅以外の建造物（事業所等の法人施設、ホテル・旅館等の宿泊施設、病院等の医療施設等）においては、タネットは、当該建造物の代表者との間で、別に定める契約を締結し、当該契約の内容を優先するものとします。

第5条【契約の成立】

加入契約は、タネット所定の申込書に必要事項を記入・捺印した上で、タネットにこれを提出し、タネットがその申込書の内容を承諾した時点で成立します。但し、加入者は申込書の日付から8日以内であれば、契約の撤回、解除ができるものとします。

2 加入者は、加入契約の成立について、本サービスの提供を受ける建造物が加入者の個人所有である場合を除き、地主・家主・その他の利害関係人がある場合は、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。なお、タネットは、このことに関して後日問題が生じた場合があっても、その責任を負わないものとします。

3 集合住宅においては、次の各号に従い加入契約が成立するものとします。

（1）タネットとオーナー間で集合住宅加入申込契約を締結する。

（2）サービス内容等については、当該集合住宅加入申込契約によるものとする。

（3）その他の事項については、別に定める『有線テレビジョン放送および有線ラジオ放送サービス約款』の集合住宅に関する事項に従うものとします。

4 集合住宅以外の建造物（ホテル・旅館等の宿泊施設、病院等の医療施設、等）においては、タネットと当該建造物の代表者との間で別に定める契約を締結し、サービスが利用可能となった時点で、加入契約が成立します。

第6条【申込内容の承諾の拒否】

タネットは、加入者より申込書の提出があった場合でも、次の各号の場合には、承諾しないことができるものとします。

（1）C A T V施設を設置および保持することが困難な場合

（2）加入者が、本約款上要請される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合

（3）加入者が、申込書に記入した内容に虚偽・誤記・不備（名義、捺印、その他必要事項の相違・記入漏れ）が有る場合

（4）加入者が、タネットの提供するサービスの著作権その他を侵害するおそれがあると認められる場合

（5）本サービスを含むタネットが提供するサービスの不正利用等により、過去に契約の解除をされていることが判明した場合

（6）加入者が、未成年であり、保護者の同意を得ていない場合

（7）タネットの業務遂行上、著しく支障が有る場合

（8）その他、加入者が、本約款に違反するおそれがあると認められる場合

第7条【契約期間】

加入契約の期間は、加入契約が成立した月の翌月から1年間とします。

2 加入契約期間満了の1ヶ月前までに、タネットまたは加入者いずれからも、タネット所定の書類により何ら申し出の無い場合は、加入契約期間を1ヶ月間延長するものとし、以後これに準ずるものとします。なお、加入契約の解約および解除については、本約款の第9章（解約と解除）【解約】・【契約の解除】の規定によるものとします。

3 加入契約による、本サービスの最低利用期間は6ヶ月とします。

第8条【名義変更】

加入者は、相続または特にタネットが認める場合において、加入者の名義を継承する者に名義を変更することができるものとします。

2 加入者は、名義を変更する場合、タネット所定の名義変更届等により、タネットに対し速やかにその旨を申し出るものとします。

第9条【契約内容の変更】

加入者は、申込書への記入内容（住所・氏名・連絡先・口座等）を変更する場合には、タネット所定の方法により、すみやかにタネットに申し出るものとします。

2 加入者は、本サービスの契約内容の変更を希望する場合には、タネット所定の方法により、事前に、タネットに申し出るものとします。なお、加入者は、本サービスの契約内容の変更に際して、これに必要となる工事の費用を、本約款の第4章（施設）【施設の設置および費用負担】の規定により負担するものとし、原則として次の利用料金に合算して、タネットに支払うものとします。

3 タネットは、本サービスの契約内容を変更する場合の契約の成立については、本約款の第2章（契約）【契約の成立】の規定によるものとします。また、タネットは、変更された申込書の内容に基づいて、すみやかに本サービスを提供するものとします。

4 加入者は、本サービスの契約内容を変更した場合、タネットに対して、本約款の第5章（費用）【費用の適用】の規定により、変更後の本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、変更後の利用料金は、変更した日の属する月の翌月より適応され、日割り計算による精算は致しません。

第3章（サービスの提供）

第10条【基本サービスの内容】

タネットは、C A T V施設により、加入者に本サービスを提供します。

2 タネットは、本サービスとして、加入者に次の各号に従い提供するものとし、その詳細は、タネット所定の申込書に示す内容とします。なお、本条で言う申込書に示す内容とは、タネット所定の申込書の内、作成日が最新の申込書の内容を指します。

（1）本サービスとは、加入者が、タネット所定の申込書により利用を申し込んだ上で、（別表）の<インターネット接続サービス料金表>に示す利用料金を支払うことにより利用可能となるサービスを指します。

（2）その他特殊サービス

3 加入者は、C A T V信号によりO L T装置および光終端機器間で電気通信を行い、当該光終端機器に加入者が所有する自営端末設備を接続することで、本サービスを利用することが可能と

なります。ただし、加入契約の単位については、本約款の第2章（契約）【契約の単位】の規定によるものとします。

4 タネットは、集合住宅においては、次の各号に従い本サービスを提供するものとします。

(1) オーナーが、別に定めるサービス約款【有線テレビジョン放送および有線ラジオ放送サービス約款】の集合住宅に関する事項に従う。

(2) 集合住宅の各世帯の利用料金は、(別表)の<インターネット接続サービス料金表>によるものとする。

5 タネットは、戸建住宅や集合住宅以外の建造物（事業所等の法人施設・ホテル・旅館等の宿泊施設、病院等の医療施設等）においては、タネットと当該建造物の代表者との間で別に定める契約に従い、本サービスを提供するものとします。

第11条【追加サービスの内容】

タネットは、本サービスの加入契約を行っている加入者に対して、電子メールアドレス追加サービス・メール受信容量追加サービス等のサービスを、次の各号に従い提供するものとし、その詳細は、タネット所定の申込書に示す内容とします。なお、本条で言う申込書に示す内容とは、タネット所定の申込書の内、作成日が最新の申込書の内容を指します。

(1) メール受信容量追加サービスとは、加入者が、所有するメールアドレスの受信容量追加を申し込んだ上で、(別表)の<メール受信容量追加サービス利用料金>に示す利用料金を支払うことにより、申し込みを行ったメールアドレスに対して利用可能となるサービスを指します。

第12条【電子メールの使用】

加入者はサービスに加入することにより、メールアドレスを取得でき、タネットのメールアドレスによる電子メールを使用することができます。

2 タネットは、加入者が本サービスの解約ないし加入契約を解除された場合、当該加入者が取得しているメールアドレスおよびこれに付随して蓄積されている全ての情報を削除します。

第13条【サービスの内容変更】

タネットは、やむを得ぬ理由により、本サービスの内容を変更することがあります。なお、本サービスの内容の変更は、本約款の第1章（総則）【約款の改正】の規定によるものとします。

第14条【サービスの不当利用禁止】

タネットは、加入者が、本約款の規定から外れる不当な方法により、本サービスを利用することを禁じます。

2 タネットは加入者の不当な利用方法により発生した損害について、賠償請求するものとします。

第15条【サービスの提供区域】

タネットは、タネットの定める区域で本サービスを提供するものとします。

第4章（施設）

第16条【施設の設置および費用負担】

タネットは、CATV施設の内、OLT装置から加入者に最寄りの光分岐器までの伝送路設備の設置に要する費用を負担するものとし、これに伴う工事は、タネットまたはタネットの指定する者が行うものとします。ただし、加入者が本サービスを使用する際に、既設の伝送路設備より伝送路の分配・延長工事およびその他の施設の設置を必要とする場合には、タネットが別に定めた基準によって、その超過分を加入者に請求する場合があります。

2 加入者は、次の各号の施設設置費用を負担するものとし、これに伴う工事は、タネットまたはタネットの指定する者が行うものとします。

(1) 引込工事に要する費用（以下「引込工事負担金」という。）

(2) 通信対応工事に要する費用（以下「通信対応工事費」という。）

(3) その他、引込工事・通信対応工事に伴う、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事に要する費用

(4) 光終端機器の電気代

3 タネットは、加入者がCATV施設の移設・増設工事等の変更を行うことを禁止するものとし、これを必要とする場合は、タネットにその旨を申請し、タネットの許可を受けることにより変更できるものとします。また、加入者は、変更に要する費用を負担するものとし、これに伴う工事は、タネットまたはタネットの指定する者が行うものとします。

4 タネットは、本サービスを使用する為に必要となる工事の終了後、加入者の都合により加入

契約に至らない場合であっても、加入者が負担した金額の払い戻しは致しません。また、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事を必要とする場合はその費用を含みます。

第17条【施設の所有権と維持管理責任】

タネットは、CATV施設およびCATV施設（2次側）の所有権または長期借用権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。

2 加入者は、光終端機器の接続端子より自営端末設備側の所有権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。

3 集合住宅においては、オーナーは、集合住宅加入申込契約に規定する内容に従い、これを維持管理する責任を負います。

4 加入者は、CATV施設の設置について、本サービスの提供を受ける建造物が加入者の個人所有である場合を除き、地主・家主・その他の利害関係人があるときは、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。なお、タネットは、このことに関して後日問題が生じた場合があっても、その責任を負わないものとします。

5 タネットは、加入契約の成立していない第三者に、加入者が分配・配線の追加等により本サービスを提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。

6 タネットは、CATV施設の保守点検・修理および検査等、CATV施設の維持管理上で必要となる場合は、本サービスを一時中断することがあるものとし、加入者は、これを了承するものとする。

7 タネットは、本サービスを一時中断する場合、事前に加入者に対して通知するものとします。なお、緊急を要する場合は、この限りではありません。

第18条【設置場所の無償使用】

タネットは、CATV施設を設置する為に、必要最小限において、加入者が所有もしくは占用する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2 加入者は、加入者への本サービス提供に関する引込線の敷設において、第三者の民地を横断する場合には、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。なお、タネットは、このことに関して後日問題が生じた場合があっても、その責任を負わないものとします。

第19条【便宜の供与】

加入者は、タネットまたはタネットの指定する者が、CATV施設の設置・検査・修復および通信対応工事等を行うために、加入者が所有もしくは占用する敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。

第5章（費用）

第20条【費用の適用】

加入者は、加入料金・引込工事負担金を、初回の本サービスの利用料金に合算して、タネットに支払うものとします。また加入者は、宅内工事費を、タネットまたはタネット認定の工事業者の請求に応じて支払うものとします。ただし、タネットのサービス提供区域内の別の住宅等に移り、同一名義で本サービス提供を受ける場合は、加入料金を免除するものとします。

2 加入者は、同一の名義で2以上の加入契約をする場合、加入契約毎に加入料金・引込工事負担金、及び宅内工事費を前項のとおり支払うものとします。

3 加入者は、次の表に示す内容に従い、本サービスの利用料金を、タネットに支払うものとします。なお、本サービスの利用を開始した日の属する月および停止した日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。

4 加入者は、タネットが指定する期日（金融機関の休日の場合には翌営業日）までに、タネットが指定する方法により支払うものとします。

5 タネットは、本条の費用の支払方法を口座振替と定めるものとします。

6 加入者は、本条の費用について、タネットの承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

7 タネットは、原則として、本条の費用について、加入者に対して請求書および領収書の発行は行いません。

8 タネットは、社会経済情勢の変化、その他の事情により、利用料金の改定をすることがあります。その場合、タネットは、改定の1ヶ月前までに、改訂後の利用料金を加入者に通知するものとします。

9 利用料金の支払いが継続して3ヶ月に渡り滞った場合等、契約に違反する行為があった場合

は、本サービスの提供を強制停止させて頂く場合があります。また、違反行為に対して、催告したにも関わらず、支払いを怠った場合は、加入契約を解除する場合もあります。

第21条【費用の明細】

加入者は、前条の費用の明細に関し、これを記載した明細書において確認することができます。なお、加入者は、タネットに当該明細書の発行を求めた場合、(別表)の<利用料金明細書の発行費用>に示す費用を負担するものとします。

2 加入者は、当該明細書の発行費用を、本サービスの利用料金に合算して、タネットに支払うものとします。

第6章（自営端末設備）

第22条【自営端末設備の接続】

加入者は、自営端末設備を加入者の責任で用意し、その費用は、加入者が負担するものとします。

2 加入者は、光終端機器に自営端末設備を接続し、CATV施設を経由してサービスを利用するものとします。

3 加入者は、本サービスの提供に支障を与えないために、加入者が用意した自営端末設備を、正常に稼働するように維持するものとします。

第23条【自営端末設備の異常時等の検査】

タネットは、光終端機器に接続されている自営端末設備に異常がある場合、または、本サービスおよびその他タネットが提供するサービスの円滑な提供に支障がある場合、当該自営端末設備の検査を行うことがあります。なお、加入者は、正当な理由がある場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

2 前項の検査を行った結果、当該自営端末設備が本サービスおよびその他タネットが提供するサービスの円滑な提供に支障があるとタネットが判断した場合、加入者は、当該自営端末設備を光終端機器から取り外すものとします。なお、タネットは、加入者がこれに応じない場合、本サービスの提供を停止します。

第7章（故障等）

第24条【故障時の対応】

タネットは、CATV施設に故障等が生じた場合は、すみやかにこの施設の修復を行い、これに要する費用をタネットが負担するものとします。

2 タネットは、加入者よりCATV施設に異常がある旨の申し出があった場合は、これを調査し必要な処置を講ずるものとします。ただし、調査の結果、タネットが維持管理する責任を負わない部分の異常であると判明した場合は、本約款の第4章（施設）【施設の所有権と維持管理責任】の規定に従い、維持管理する責任を負う者にて修復し、これに要する費用を維持管理する責任を負う者が負担するものとします。

3 加入者は、加入者の故意または過失により、CATV施設に故障を生じた場合は、タネットまたはタネットが指定した者がこの施設の修復を行い、これに要する費用を加入者が負担するものとします。

4 タネットは、CATV施設が故障し、その一部または全部を修理または復旧することができない場合、事業法施行規則第55条および第56条に規定された、公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でCATV施設を修理または復旧します。

第8章（サービスの一時休止）

第25条【一時休止】

加入者の、本サービスの一時休止は原則認めないものとします。

但し最低利用期間の6ヶ月経過後、必然の理由がある場合は別途協議することとする。

第9章（解約と解除）

第26条【解約】

- 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約をする日の30日前までに、タネット所定の解約届により、タネットに対し事前にその旨を申し出るものとします。
- 2 加入者は、加入契約を解約する日の属する月の利用料金まで支払うものとします。なお、解約した日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。
- 3 加入者は、本サービスのみ解約する場合、別に定める『有線テレビジョン放送および有線ラジオ放送サービス約款』の規定に従い、サービスを提供されるものとします。
- 4 加入者は、本サービスの最低利用期間である6ヶ月以内に、加入契約を解約した場合であっても、既に発生している、加入料金・引込工事負担金・通信対応工事費および6ヶ月分の利用料金を、タネットまたはタネットの指定する業者に対して支払う義務を負います。
- 5 加入者は、加入契約を解約した場合、直ちに約款による全ての権利を失います。
- 6 タネットは、加入者が加入契約を解約した場合であっても、加入者に加入料金を払い戻すことは致しません。

第27条【契約の解除】

- タネットは、次の各号の場合を違反行為とし、本サービスの提供を停止できるものとします。また、タネットは、加入者に対して違反行為の是正を催告したにもかかわらず、これが是正されなかった場合は、加入契約を解除することができるものとします。
- (1) 加入者が加入料金・引込工事負担金・通信対応工事費等を支払期日までに支払わなかった場合
- (2) 利用料金を継続して3ヶ月支払わなかった場合
- (3) 加入者または本約款の第5章（費用）【費用の適用】に規定する第三者が、この約款に定める料金の支払い義務を怠った場合
- (4) 第7章（自営端末設備）【自営端末設備の異常時等の検査】の規定に違反して、タネットの検査を受けることを拒んだ場合、もしくはその検査の結果、本サービスおよびその他タネットが提供するサービスの円滑な提供に支障があると判断したにもかかわらず、当該自営端末設備を光終端機器から取り外さなかった場合
- (5) 第12章（禁止事項）の各条の規定に違反した場合
- (6) その他この約款に違反したと認められる場合
- 2 前項のタネットから加入者に対する違反行為の是正の催告が、加入者の都合により加入者に到達しない場合、何ら加入者への通知なしに加入契約を解除することができるとします。
- 3 タネットは、電力・電話の無電柱化等、やむを得ない事由によりCATV施設の移設・変更を余儀なくされ、かつCATV施設の代替構築が困難な場合は、加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。
- 4 タネットは、オーナーとの集合住宅加入申込契約が終了した場合、当該集合住宅での本サービスの提供を終了するものとします。
- 5 加入者は、加入契約の解除された日の属する月の利用料金を含む、未払い分の利用料金を支払う義務を負います。なお、加入契約が解除された日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。
- 6 加入者は、本サービスの最低利用期間である6ヶ月以内に、加入契約が解除された場合であっても、既に発生している、加入料金・引込工事負担金・通信対応工事費および6ヶ月分の利用料金を、タネットまたはタネット認定工事業者に対して支払う義務を負います。
- 7 加入者は、加入契約を解除された場合、直ちに約款による全ての権利を失います。
- 8 タネットは、加入契約を解除した場合であっても、加入者に加入料金を払い戻すことは致しません。

第10章（制限と停止）

第28条【サービスの制限と停止】

- タネットは、天災、事変その他の非常事態が発生または発生するおそれがある場合、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信であって、事業法施行規則第55条および第56条で定めるものを優先的に取り扱うため、本サービスの一部または全てを、制限または停止することがあります。
- 2 タネットは、次の各号の場合、本サービスの一部または全てを、制限または停止することが

あります。

- (1) タネットのCATV施設の保守または工事等の維持管理上で必要となる場合
- (2) 天災、事変、非常事態、停電等の不可抗力事の発生または発生する恐れのある場合
- (3) タネットの電気通信設備に障害が生じた場合
- (4) 他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、本サービスの提供が困難になった場合
- (5) 通信が輻輳し、加入者の快適な通信が阻害される等、本サービスに著しい支障を与えもしくは与えるおそれがあるとタネットが判断した場合
- (6) 著しく大量の転送量を伴う通信を行う等、他の加入者の快適な通信が阻害されるおそれのある場合
- (7) 法令上の制限
- 3 タネットは、前項の規定により本サービスの利用を停止する場合、緊急やむを得ない場合を除き、事前に加入者に通知します。
- 4 通信が輻輳した場合または情報量が事前に設定された記憶装置の記憶容量を超えた場合は、その情報は失われることがあります。

第11章（責任）

第29条【サービス内容の変更】

タネットは、やむを得ぬ事情により本サービスの内容を変更することがあります。なお、タネットは、本サービスの内容の変更によって生じる損害の賠償には、応じないものとします。

第30条【損害賠償】

- タネットは、タネットの責めに帰すべき事由により、本約款の第3章（サービスの提供）【基本サービスの内容】に規定する本サービスの提供ができない状態（本契約に関わる電気通信のサービスにおいて、著しい支障を生じ、全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含む）を生じ、かつこの状態をタネットが知り得てから、48時間以上継続した場合に限り、加入者の損害賠償請求に応じます。ただし、この請求権は、このことが発生した日から3月以内に請求がなされない場合、加入者は、その権利を失います。
- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスの内、タネットが提供できていない状態にあったサービスを対象とします。なお、加入者は、加入者がタネットに通知した時刻以降に、当該サービスが利用できない状態が継続した時間について、24時間毎に計算し、その日数に相当する利用料金相当額を限度として請求できるものとします。
- 3 前項に規定する1日分の利用料金は、タネットが定める月額利用料金を30で除した値とし、この値に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。

第31条【免責事項】

- タネットは、本サービスの利用に関して加入者および第三者が損害を被った場合でも、第11章（責任）【損害賠償】の規定によるほか、何ら責任を負いません。
- 2 タネットは、加入者による使用上の過誤または第三者の不正使用に起因する損害は、加入者が責任を負うものとし、タネットは、このことに関して責任を負いません。
- 3 タネットは、次の各号の場合における本サービスの停止について、賠償等一切の責任は負いません。

- (1) 第10章（制限と停止）【サービスの制限と停止】により、本サービスを停止する場合
- (2) その他タネットの責めに帰することのできない事由
- 4 タネットは、次の各号の場合における加入者の施設（宅内配線、接続端子、自営端末設備等を含む）の損害等について、賠償等一切の責任は負いません。
- (1) 天災等の不可抗力
- (2) その他タネットの責めに帰することのできない事由
- 5 タネットは、本サービスに関わる設備の設置、撤去、修理または復旧等の工事および作業について、加入者に関する土地、建物、その他工作物等に損害を与えた場合、タネットの重大な過失による場合を除き、その損害について、賠償等一切の責任は負いません。
- 6 加入者は、本サービスまたは本サービスを介して他のサービスを利用することにより、第三者に損害を与え、または第三者から損害を受けた場合は、これを当事者間で解決し、当社に一切迷惑を及ぼさないものとします。
- 7 タネットは、自営端末設備および加入者が使用する機器、ソフトウェア等の動作保証はしません。

株式会社 たけはらケーブルネットワーク

- 8 タネットは、本約款等の変更により自営端末設備等が、改造もしくは変更を要する場合、その改造等に要する費用は負担しません。
- 9 タネットは、供された情報が事前に設定された記憶装置の記憶容量を超えた場合、事前に加入者への通知を行うことなく当該情報を削除することがあります。また、タネットは、削除したことまたは削除しなかったことにより、加入者もしくは第三者に生じた損害に対するの責任を負いません。

第12章（禁止事項）

第32条【禁止行為】

- タネットは、次の各号の行為を禁止します。
- (1) 登録コードを不正に使用する行為
- (2) タネットまたは他者の設備等に無権限でアクセスする行為
- (3) 他者の電子メール送受信を妨害する行為
- (4) タネットまたは他者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (5) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (6) タネットの承諾なしに本サービスを第三者に提供する行為
- (7) 本サービスによりアクセス可能なタネットまたは他者の情報を改ざん、消去する行為
- (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を使用、提供、送信または他者が受信可能な状態におく行為
- (9) 無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信するなどの、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある行為
- (10) 連鎖的な電子メール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為
- (11) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為
- (12) 事実と反する行為、またはそのおそれのある情報を提供する行為
- (13) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為
- (14) タネットまたは他者を差別もしくは誹謗、中傷する行為、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (15) タネットまたは他者の著作権、財産権、商標権等の知的財産権、その他権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (16) タネットまたは他者に経済的または精神的な損害を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (17) プライバシー、肖像権等を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (18) 詐欺等の犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- (19) タネットまたは他者を脅迫する行為
- (20) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (21) 選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為
- (22) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (23) 故意、過失を問わず、法令に違反、または違反するおそれのある行為
- (24) その行為が上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます）である場合に、その行為を助長する目的でリンクを貼る行為
- (25) その他、本サービスの運営を妨げるまたはCATV施設に著しい支障を及ぼす等の、タネットが不適当と判断する行為

- 2 加入者が前項で規定する禁止される行為を行った場合、その行為に関する責任は当該加入者に帰属し、タネットは、一切の責任を負わないものとします。
- 3 加入者が第1項に規定する禁止される行為により、タネットの業務に著しい損害を与えた場合、タネットはそれによりタネットが被る損害を賠償請求するものとします。

第33条【著作権および著作権隣接権侵害の禁止】

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用する場合を除き、インターネットその他の方法等により、本サービスの複製およびかかる複製物の上映、配信、売買、その他タネットが本サービスに対して有する著作権および著作権隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第13章（連絡）

第34条【情報の通知】

タネットは、第10章（制限と停止）【サービスの制限と停止】に規定するサービスの停止を行う場合、事前に加入者に対して通知します。ただし、緊急を要する場合は、この限りではありません。

2 タネットは、前項の通知を行う場合、次の各号のいずれかの方法により通知します。なお、通知方法はタネットの判断によるものとします。

（1）本約款の規定により取得できるメールアドレスに対する電子メールの配信

（2）郵送物による通知

（3）タネットの自主放送番組内での告知

（4）タネットのホームページ上での告知

（5）直接訪問および電話連絡による告知

（6）その他、タネットが判断する告知方法

3 タネットは、タネットからの各種連絡事項を、前項の方法により加入者に対して通知します。

4 タネットは、本条による情報の通知が加入者の都合により加入者に到達しない場合、その情報が到達しないことにより発生するいかなる問題についても責任を負いません。

第14章（雑則）

第35条【個人情報の保護】

タネットは、個人情報の保護に関して加入申込書に記載している「個人情報の保護に関する宣言」に基づき適正に取扱い、保護に努めます。

第36条【第三者に使用させる際の義務】

タネットは、加入者の自営端末設備を介し本サービスを加入者以外の第三者に使用させる場合、本約款により加入者に課すと同等の責任を、この第三者に対しても課します。

2 加入者は、前項の第三者が本約款による義務を怠った場合、当該第三者に関する行為も、タネットに対し責任を負うものとします。

第37条【国内法への準拠】

本約款は、日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第38条【定めなき事項】

この約款に定めなき事項が生じた場合、タネットおよび加入者は加入契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付 則

（1）タネットは、特に必要がある場合には、この約款に特約を付することができるものとします。

（2）この約款は、平成23年11月より実施します。

（別表）

インターネット接続サービス料金表（消費税込）

一時負担金

【一時負担金】

加入料金	33,000円
引込工事負担金	88,000円
通信対応工事費	実費

利用料金

【基本サービス】

戸建 集合住宅	月 額 ①5,060円(100Mbps) ②6,710円(1Gbps)
---------	-------------------------------------

その他の費用

【書類発行】

＜利用料金明細書の発行費用＞

利用料金明細書	月 額 110円／部
---------	------------

＜利用料金請求書の発行費用＞

利用料金請求書	月 額 110円／部
---------	------------

＜利用料金領収書の発行費用＞

利用料金領収書	月 額 110円／部
---------	------------

＜電子メールパスワード再発行費用＞

パスワード再登録情報通知書の発行	1,100円
------------------	--------

【撤去】

＜解約時撤去費用＞

引込線撤去費用	実 費
---------	-----

【賠償費用】

＜機器・備品の賠償費用＞

貸与機器・備品	実 費
光終端装置	実 費

注：表記の通信速度は最高値であり、保証されるものではありません。お客様の端末環境を含む通信設備やネットワークの混雑状況により、速度が低下することがあります。

付 則

（1）加入者の宅内施設の状況により、特定のサービスをご利用頂けない場合があります。